手をとりあって ～福祉医療費助成制度～

彦根市では、健やかな生活を送れるよう、各種助成制度を設けていて、10月からは彦根市の助成制度を拡大します。

今回は、子ども入院医療費助成制度を始めとする彦根市の福祉医療費助成制度を紹介します。子ども入院医療費などの対象と思われる人は、ご相談ください。

問い合わせ先 市保険年金課☎30-6136番、FAX21-2220番

福祉医療費助成制度のしくみ
（義務教育就学後～70 歳未満の場合のモデル）

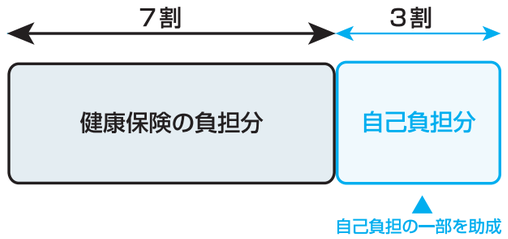

※保険適用外医療費（食事代、入院時の部屋代など）は対象になりません。
※「健康保険の負担分」と「自己負担分」の割合は、年齢などにより異なります。

福祉医療費助成制度とは

重度の障害がある人やひとり親家庭など、福祉的配慮が必要な人の医療費の自己負担額の一部を助成することで、経済的負担を軽減する制度です。健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

福祉医療費助成制度のしくみとしては、上表のとおり、自己負担分の一部を助成するものです。

県と市町で実施

福祉医療費助成制度は、条例などに基づいて、市町が実施しています。

財源は制度を運用する市町によるものであり、滋賀県がこの制度を実施する市町に補助金を交付することで市町を財政面から支えています。

この制度は、国からの補助金などはなく、県と市町の財源のみで実施されている地方単独の事業です。

彦根市では、対象にあわせてさまざまな福祉医療費助成の制度があります。

制　度	対　　象	自己負担額	所得制限
乳幼児	就学前までの乳幼児	入院および退院医療費のうち保険適用分の自己負担額	なし
新 子ども入院医療	市内に住む小学生 ※平成 24 年 10 月から適用	入院医療費のうち保険適用分の自己負担額	
重度心身障害者	身体障害者手帳１～３級 療育 A1、A2	助成対象者、配偶者、扶養義務者のいずれかが住民税課税 **→自己負担あり** ・**通院**　1 診療報酬明細当たり 500 円 ・**入院**　1 日当たり 1,000 円（病院ごと） 1 か月当たり 14,000 円（病院ごと）	あり
ひとり親家庭	離婚、死別により 18 歳未満の子を扶養		
ひとり暮らし寡婦（かふ）	母子家庭として20歳までの児童を養育したことがあり、かつ１年以上１人暮らし		
65～69 歳低所得	本人および同一世帯内の配偶者・扶養義務者等の全てが住民税非課税	**1 割負担** ・**通院（上限）** 障害・寡婦 12,000 円／月 低所得　8,000 円／月 ・**入院（上限）** 一般・寡婦 44,400 円／月 低所得 24,600 円／月	
心身障害者（65～69 歳）	身体障害者手帳４級 療育 B1		
ひとり暮らし高齢寡婦（65～69 歳）	母子家庭として20歳までの児童を養育したことがあり、かつ１年以上１人暮らし		
精神障害者	精神障害者手帳１級、２級	精神通院治療の範囲内で自己負担	

※年に１度（7月）、前年の所得により、所得審査を行い、助成が可能か審査します。
所得制限額など詳しくは、市保険年金課にお問い合わせください。

福祉医療費助成制度 Q ＆ A

こんなとき、
どうすればいいの？・・・

Q１　県外での診療を受けたら？
A１　領収書、通帳、印鑑、保険証、受給者証（小学生の場合は不要です）を持って、「償還払い（※）」の申請を、市保険年金課、または支所・各出張所の窓口で行ってください。（子ども入院医療費助成制度では、全て「償還払い」となります）

Q２　受けられる給付は？
A２　保険適用分の医療費です。ただし、保険適用外の健康診断、予防接種、差額ベッド代、労災、入院時食事療養費は対象になりません。

Q３　国や県などの他の公費負担がある場合は？
A３　他の助成や公費が受けられる場合は、そちらが優先になります。

Q４　コルセット（治療用装具）を装着した場合の助成はあるの？
A４　対象者が加入している医療保険の保険者へ提出した、医師の意見書、装着証明書の写し、領収書の写し、療養費支給決定通知書の写しを用意いただき、「償還払い」の申請を行ってください。

Q５　届出が必要なときとは？
A５　保険変更、受給者証の紛失、転居、転出、死亡のときです。

Q６　所得制限の審査ってなに？
A６　前年の所得により、所得審査を行い発行可能か審査します。

※償還払い
医療機関の窓口で支払った保険適用分の医療費のうち、各制度で決められた自己負担分を超えた額が、後で申請することにより、払い戻されることです。振込は、申請月の翌月末です。

適　正　受　診　の　お　願　い

「コンビニ受診」を控えましょう

病状的に緊急性がないにもかかわらず、コンビニエンスストアを利用する感覚で、救急医療機関を受診する人が増えています。

このような患者が増えると、入院を要する重症患者の診療に大きな支障が生じます。このようなことを防ぐために、普段から健康に対する心がけが大切です。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、日頃、身近な地域で気軽に相談や受診ができる医師のことです。かかりつけ医に自分の病歴、薬のアレルギーの有無、日頃の体調や生活習慣を知ってもらえれば、「もしも」の救急時にも安心です。

日頃からかかりつけ医に診てもらうことにより、病気の予防、早期発見、早期治療にもつながります。